

公益社団法人土地改良測量設計技術協会 土地改良補償士資格試験事業実施規程

制 定 平成24年3月13日
一部改正 平成25年4月 1日
一部改正 平成26年3月26日
一部改正 平成29年5月25日

(主旨)

第1条 本規程は、公益社団法人土地改良測量設計技術協会（以下「協会」という。）が実施する土地改良補償士に係る資格試験及び資格登録の事業実施に関し必要な基本的事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、土地改良事業関係の高度で総合的な知見を必要とする用地の取得又は使用（以下「用地取得等」という。）に係る阻害要因の調査、処理方針の作成及びこれに関する工程管理業務や関係権利者に対する用地取得等の同意を得るための交渉並びに用地測量及び用地調査業務（以下「用地調査等業務」という。）の全般にわたる総合照査等（以下「総合用地補償業務」という。）に関わる土地改良補償士の資格試験及び資格登録を行うことにより、総合用地補償業務を円滑・的確に遂行するとともに、土地改良事業のコスト縮減と品質の確保を図り、もって優良農地の整備・確保を促進し、国民食料の安定供給に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 土地改良補償士とは、総合用地補償業務に携わる責任ある技術者として、その技術上の事項を総合的に管理又は照査する専門的应用能力を有すると協会の会長（以下「会長」という。）が認定し、資格登録をした者をいう。

(運営委員会等)

第4条 会長は、第2条の目的を達成するため学識経験者等で構成する土地改良補償士に関する運営委員会（以下「土地改良補償士運営委員会」という。）を協会に設置し、次の事項について意見を求める。

- (1) 事業の運営及び実施計画に関する事項
- (2) 資格試験、受験資格及び資格登録に関する事項
- (3) 資格試験の合否判定基準に関する事項
- (4) 資格登録及び継続教育に関する事項

- 2 土地改良補償士運営委員会の所掌事項及び運営については、土地改良補償士運営委員会規則においてこれを定める。
- 3 土地改良補償士運営委員会の下に土地改良補償士試験委員会を設置し、資格試験に関する業務を行う。

(資格試験)

第5条 会長は、土地改良補償士の資格登録を受けようとする者を対象に、総合用地補償業務に関する研修及び専門知識についての資格試験を毎年度1回行う。

- 2 会長は、資格試験を実施するに当たり「土地改良補償士資格試験本部設置規則」に定める試験本部を設置する。
- 3 資格試験の受験資格は、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者、若しくは管理技術者、照査技術者又は主任技術者として5年以上従事した者、又は国、地方公共団体の職員については、土地改良事業関係の用地補償業務に20年以上従事し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し登録した者とする。
- 4 資格試験を受験しようとする者は、次の関係書類を所定の期日までに会長に提出しなければならない。
 - (1) 「資格試験申込書」(様式1号)
 - (2) 「土地改良事業関係の用地調査等業務経歴書」(様式2-1号)、又は「土地改良事業関係の用地補償業務経歴書」(様式2-2号)
 - (3) 会長が定める受験料の郵便振替払込請求書兼受領証の写し
- 5 会長は、試験申込者が提出した前項の書類を審査の上、適当と認められる者に対して受験票を送付する。

なお、受験票送付後は、受験料の返還は行わない。
- 6 資格試験は、総合用地補償業務に係る総合的・専門的な事項について、筆記試験等で行う。
- 7 会長は、資格試験に合格した者に「合格証書」(様式3号)を交付する。

(資格登録)

第6条 会長は、土地改良補償士資格登録名簿(以下「補償士登録名簿」という。)を備え、資格登録を行う。

- 2 土地改良補償士の資格登録を受けることができる者は、前条の資格試験に合格した者、又は会長が前条の資格試験に合格した者と同等以上の能力と経験を有するものと認定した者(以下「会長認定者」という。)とする。

ただし、資格試験合格後、5年以上経過した者にあつては、第7条の会長が指定する

研修に参加した者とする。

- 3 会長認定を希望する者は、あらかじめ「認定申請書」（様式4号）に「土地改良事業関係の用地補償業務経歴書」（様式2-1号）を添付して会長に提出するものとし、会長は、前項に定める会長認定者に該当すると認められた者に対して「認定証書」（様式5号）を交付する。
- 4 資格登録を受けようとする者は、次の関係書類を会長に提出しなければならない。
 - (1) 「資格登録申込書」（試験合格者は様式6-1号、会長認定者は様式6-2号）
 - (2) 「土地改良補償士登録名簿記載事項記入用紙」（様式7号）
 - (3) 会長が定める登録料の郵便振替払込請求書兼受領証の写し
- 5 会長は、補償士登録名簿に資格登録した者に対し「登録証書」（様式8号）を交付する。
- 6 会長は、補償士登録名簿をホームページに掲載するなど、これを公表する。
- 7 資格登録の有効期限は、資格登録後5年目の3月31日までとする。ただし、更新を妨げない。
- 8 会長は、登録者のうち希望者に対し、実費負担により「資格証」（様式9号）を発行する。
- 9 会長は、国又は地方公共団体の職員については、資格試験に合格し土地改良補償士となる資格を有する者となったことをもって、人事記録等への記載に資格の使用を認める。

（資格登録更新）

第7条 資格登録の更新を行おうとする者は、会長が指定する研修に参加し、前条第7項に定める有効期限までに行わなければならない。

2 前項の更新手続きを行おうとする者は、次の関係書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 「登録更新申込書」（様式10号）
- (2) 会長が指定する研修の参加証明書の写し
- (3) 会長が定める登録更新料の郵便振替払込請求書兼受領証の写し

3 やむをえない事由により有効期限までに更新手続きができない者にあつては、その理由を記した書面を会長に提出し、会長の承認を得た者についてはこの限りではない。

4 やむをえない事由により第1項に規定する研修に参加できなかった者にあつては、その理由を記した書面及び登録期間中に携わった用地補償業務の概要を会長に提出し、会長が認めた者についてはこの限りではない。

5 会長は、登録更新者に対し「登録証書」（様式8号）を交付する。

（変更等の届出）

第8条 資格登録を受けた者は、住所、氏名、電話番号又は所属会社等の所在、名称、電

話番号について変更が生じた場合には、速やかにその旨の「変更等の届出」（様式 11 号）を会長に提出しなければならない。

（資格登録の抹消）

第 9 条 会長は、土地改良補償士が次の行為をなした場合、その資格登録を取り消すことができる。

- （1）虚偽又は不正の事実に基づき資格試験又は資格登録を受けた場合
- （2）前条の変更等の届出を怠った場合
- （3）土地改良補償士の信用を傷つけ又は失墜させた場合
- （4）正当な理由なく土地改良補償士の業務に関し知り得た情報を他に漏らし、又は盗用するなど不正行為をなした場合

（規程に定めのない事項）

第 10 条 この規程に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、会長は常務理事会の意見を聞き、これを処理する。

附則

この規程は、平成 24 年 3 月 13 日から施行する。

この規程は、公益社団法人土地改良測量設計技術協会定款施行の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。